

入札説明書
【電子入札システム対象案件】

2022年1月26日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「パラオ国・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本業務受注者選定は、競争参加資格申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う電子入札対象業務ですので、以下の点にご留意ください。

- 1) 本業務の入札は電子入札システムのみで実施します。従来の紙入札や、PDFを併用しての入札は行いません。
- 2) 入札手続きは電子入札システムのみで実施しますので、提出書類の授受は電子入札システム経由のみとなります。提出書類のメール送付、郵送及び持参は認めませんのでご注意ください。
- 3) 電子入札経由での提出書類(添付ファイルの送付)のアプリケーションソフトは以下のとおりです。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word2016 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2016 形式以下での保存
3	その他のアプリケーションソフト	① PDFファイル(Acrobat10.0形式以下で作成したもの) ② 画像ファイル(JPEG形式またはGIF形式) ③ 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 1 公告日
2022年1月26日
- 2 契約担当役
理事 植嶋 卓巳
- 3 競争入札に付する事項
 - ・ 件名：パラオ国・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材口
 - ・ 主要調達機材名及び仕様(詳細は機材仕様明細書を参照)：
血液検査測定機器、簡易血糖測定器、経腸栄養用輸液ポンプ
 - (1) 取引条件：仕向地渡し
 - (2) 輸出者：受注者(ただし、on behalf of JICA)
 - (3) 船積(空)港：ニュージーランド国内空港およびオーストラリア国内空港
 - (4) 仕向(空)港：Palau International AirportおよびFua'amotu International Airport
 - (5) 引渡期限：2022年6月30日
- 4 担当部署等
 - (1) 担当部署
郵便番号102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部契約第三課(機材調達班)
TEL: 03-5226-6643
FAX: 03-5226-6324
メール:e_sanka@jica.go.jp

- (2) 書類授受・提出場所、送付先
予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受を電子入札システムで行います。

【電子入札システムポータルサイト】

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

5 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者
(4) 公示日において、令和01・02・03年全省庁統一資格にて「物品の製造」又は「物品の販売」の格付けを有する者
(5) 輸出実績を有する者
(6) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。
(8) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応募者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。
ア. 応募者の役員等(応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
キ. その他、応募者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に定める禁止行為を行っている。

6 競争参加資格確認の申請

- (1) 本競争の参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等提出書類を提出し、同システムを介して発注者から書類の授受の確認及び競争参加資格の有無について確認通知を受けなければなりません。
なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。
ア. 競争参加資格申請書受付開始予定日時：
2022年1月27日正午
イ. 競争参加資格申請書受付締切予定日時：
2022年2月3日正午

- ウ. 提出書類：
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)（「物品の製造」又は「物品の販売」で格付けの指定はありません）
電子入札システムの競争参加資格申請時に上記書類をPDF等に変換のうえ添付ファイルとして送付ください。
- (2) 競争参加資格の確認の結果は2022年2月7日付までに電子入札システムにより通知します。2022年2月7日までに結果が通知されない場合は、上記4. にお問い合わせください。
- (3) その他
 - ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
 - イ. 提出された申請書等は、返却しません。
 - ウ. 一旦提出された申請書等の差し替え又は再提出は認めません。
 - エ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4. を参照ください。

7 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
 - ア. 提出期限：2022年2月8日正午
 - イ. 提出場所：上記4. 参照
 - ウ. 提出方法：メール
- (2) 機構は、説明を求めた者に対し、2022年2月9日までに書面（PDF）によりメールにて回答します。

8 業務内容説明会の開催

なし

9 本件入札に関する質問

- (1) 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。
 - ア. 質問受付期限：2022年2月3日正午
 - イ. 提出方法：当方での取りまとめの都合上、メールでのご提出をお願いいたします。
当機構よりメールを受信した旨の返信メールをお送りします。
送付先：e-sanka@jica.go.jp
メールタイトル：【入札説明書への質問（社名●●）】21a01124：パラオ国・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材□
 - ウ. 注意：質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。
本件については、機材仕様明細書に参考銘柄として記載しているもの以外のものを提案したい場合は、必ず提出期間内にその銘柄のカタログを添付して採用の可否につきメールで質問してください。
- (2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。
 - ア. 2022年2月10日に以下のURLの「質問回答」欄に掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合がありますが、2022年2月14日までに掲示します。
<https://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2021.html>
 - イ. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札書提出までに必ず確認してください。
 - ウ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

10 辞退書の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。
辞退書提出期限：入札書受付締切予定日時まで
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として今後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) その他
 - ア. 提出された辞退書は、返却しません。
 - イ. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。
 - ウ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記4. 参照。

1.1 入札執行（入札）の日時

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」を適用し、電子入札システムで入札を実施します。

なお、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札で提出願います。

また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札書受付開始予定日時：2022年2月8日正午
- (2) 入札書受付締切予定日時：2022年2月21日正午
- (3) 開札予定日時：2022年2月22日午後4時
- (4) 再入札の場合は、発注者からのメール及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

1.2 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（受注者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

1.3 入札方法等

- (1) 電子入札システムのみで入札を行います。
- (2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
 - ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
 - イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
 - ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
 - エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。海上貨物保険料は入札金額及び落札金額に含みませんが、落札後、発注者が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料を加算して契約金額とします。
- (4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。
- (5) 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消することができません。
- (6) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/ku57pq00000qsp1h-att/i201702_tebik.pdf
- (7) 入札保証金は免除します。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 談合、競合等による不正行為に基づく不適切な入札

1.5 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

1.6 入札手順等開札までに行うべきこと

- (1) 入札の手順
 - ア. 開札までに行うべきこと
入札者は電子入札システムにより入札書締切予定日時までに入札金額を入力・提出します。
 - イ. 開札
入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。
 - ウ. 再入札及び不落随意契約交渉
 - (ア) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切予定日時、開札予定日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようお願いいたします。
 - (イ) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行う場合があります。

なお、1回目もしくは2回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。

また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも不落随意契約交渉を行う場合があります。

- (2) 入札途中での辞退
「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して必要事項を記入の上、提出して下さい。
- (3) 落札者と宣言された者の失格
落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

1.7 内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付け、落札価格に海上貨物保険料を加算した最終見積書を提出するものとします。当機構は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行います。被保険者は当機構になります。
- (2) 落札者は、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を提出してください。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とするもあります。
- (3) 当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は、契約書（案）を雛型に基づき作成してください。（契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。）
- (4) 契約書（案）の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
- (5) 雛型名称：仕向地渡し
- (6) 契約保証金は免除します。

1.8 契約締結後の提出書類

- (1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後30日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求めることがあります。
- (3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
- (4) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (5) 危険品があるときは、受注者は、契約締結後30日以内に、安全データシートを当機構に提出するものとします。

1.9 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、契約締結から30日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後30日以内に当機構に提出するものとします。
- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

2.0 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。

- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
 - ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
 - イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
 - ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
 - エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

2.1 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約
財産の買入れの場合、160万円を超える契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
次のいずれにも該当する契約相手方
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (3) 公表する情報
契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
 - イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日：当該契約の締結日とします。
- (5) 情報提供の方法
契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。
詳細は、次のページをご参照ください。
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

以上

様式集

<参考様式>

【入札手続に関する様式】

- 質問様式

【契約締結に関する様式】

- 最終見積書
- 内訳書 一括納入用
- 契約書 船積渡し/仕向地渡し
- 機材調達契約約款

【契約締結後の提出書類】

- 支払先口座届出書
- 輸出貿易管理令等調書
- 外国製品に関する調書
- 危険品・温度管理品の確認について
- 仕様変更届 受注者文書
- 仕様変更届 製造会社文書
- 検査願書
- 輸送書類提出様式・受領書
- 輸送日程報告カード

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式」「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

なお、宛名に理事名、件名、公告番号、公示日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。

- ・宛名：独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事
- ・件名：パラオ国・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材□
- ・公告番号：21a01124
- ・公告日：2022年1月26日
- ・入札日：2022年2月22日

機材仕様明細書（トンガ）

パラオ・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(総則)		
	General	1. 中古品は認めない。		
		2. 仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を中心値として、±10%以内の範囲を認める。		
		3. 電源を必要とする機材の電源仕様は、単相AC240V、50Hz、0タイプ3ピンであること。但し、各機材の仕様欄に電源仕様の記載がある場合にはそれに従うこと。		
		4. 電源を必要とする機材については、仕様書に記載の有無にかかわらず、機材を正常に作動させるために必要とされる資機材（電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換器など）は、当該機材に含めること。		
		5. 機材の電源プラグが指定のタイプに対応できない場合は、変換プラグの使用を認める。		
		6. 三相電源の機材は、特別に記載がない限り、電源ケーブルの先端は切断端のままで適切な保護処理をすること。		
		7. 各機材の（仕様）の中で、「電源：トランス対応可」もしくは「電源：単相240V、50Hz、0タイプ3ピン（トランス対応可）」と記載されている機材について、当該機材が現地電源電圧に対応できない場合、当該機材が正常に作動するために必要な定格容量を満たすトランスを含めること。トランスを含める場合、契約内訳書作成時に個々のトランスのメーカー名、型式、型番、および仕様（入出力電圧、定格容量など）を明記すること。		
		8. メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも当該機材の付属品として含めること。		
		9. 機材を設置し、同機材が正常に作動するために必要な資機材		
R3-000-038			(1)

機材仕様明細書（トンガ）

パラオ・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(据え付け部材、電源ケーブル、トランスなど)は、仕様欄に記		
	つづき	載がなくとも当該機材に含めること。		
1	簡易血糖測定器	(仕様)用途:血中の血糖値の測定		
	Glucometer	タイプ:手持ち式		
		血糖値測定範囲:0.6~33.3mmol/Lを含むより広範囲		
		サンプル量:全血0.6μL以下		
		測定時間:5秒以下		
		表示:デジタル表示		
		メモリ容量:500回分以上		
		電源:乾電池もしくはリチウムバッテリー		
		参考銘柄 16485 Accu-Chek Performa Blood Glucose Meter	Roche (Mediscope)	
		& Lancing Device		
		16485 Accu-Chek Performa Blood Glucose Meter & Lancing Device		2
		標準付属品:		
		英文取扱説明書(1冊/台)		
		消耗品:		
		06454038020 Accu-Chek Performa Test Strips, 100pkt		8
2	経腸栄養用輸液ポンプ	(仕様)用途:患者経腸に直接栄養素を投与		
	Enteral feeding pump	タイプ:ホータプルタイプ		
		流量精度:±7%		
		流量設定範囲:1 - 600 mL/h		
		プログラミング:自動、半自動、手動		
R3-000-038			(2)

機材仕様明細書（パラオ）

パラオ・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(総則)		
	General	1. 中古品は認めない。		
		2. 仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を中心値として、±10%以内の範囲を認める。		
		3. 電源を必要とする機材の電源仕様は、単相110V、60Hz、Aタイプ3ピンであること。但し、各機材の仕様欄に電源仕様の記載がある場合にはそれに従うこと。		
		4. 電源を必要とする機材については、仕様書に記載の有無にかかわらず、機材を正常に作動させるために必要とされる資機材（電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換器など）は、当該機材に含めること。		
		5. 機材の電源プラグが指定のタイプに対応できない場合は、変換プラグの使用を認める。		
		6. 三相電源の機材は、特別に記載がない限り、電源ケーブルの先端は切断端のままで適切な保護処理をすること。		
		7. 各機材の（仕様）の中で、「電源：トランス対応可」もしくは「電源：単相110V、60Hz、Aタイプ3ピン（トランス対応可）」と記載されている機材について、当該機材が現地電源電圧に対応できない場合、当該機材が正常に作動するために必要な定格容量を満たすトランスを含めること。トランスを含める場合、契約内訳書作成時に個々のトランスのメーカー名、型式、型番、および仕様（入出力電圧、定格容量など）を明記すること。		
		8. メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも当該機材の付属品として含めること。		
		9. 機材を設置し、同機材が正常に作動するために必要な資機材		
R3-000-037			(1)

機材仕様明細書（パラオ）

パラオ・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(据え付け部材、電源ケーブル、トランスなど)は、仕様欄に記載がなくても当該機材に含めること。		
	つづき			
1	血液検査測定機器	(仕様)用途:糖尿病の指標であるHbA1c、および体内の炎症反応の指標であるCRPを測定する装置		
	Blood test equipment (HbA1c /CRP)	測定項目: HbA1c、尿中アルブミン/クレアチン		
		必要検体量: 1μL(全血)、40μL(尿)		
		測定時間: HbA1c; 6分程度、A:C Ratio; 7分程度		
		測定範囲: HbA1c; 2.5~14.0%程度、アルブミン; 5~300mg/L程度、		
		クレアチン; 15~500mg/dL程度		
		メモリー容量: 4,000検体以上		
		測定結果表示: ディスプレー及び印刷		
		ディスプレイ: カラータッチスクリーン		
		外部出力: シリアルポート、USB		
		以下の構成品については、温度管理を適切に行うこと。		
		保管温度: 2~8°C		
		S10698915 DCA HbA1c Cartridge		
		S10311480 DCA MICROALBUMIN REAGENT		
		S10311161 DCA HbA1c Normal & Abnormal QC Kit		
		S10325406 DCA MICROALBUMIN CONTROL		
		参考銘柄 S10282970 DCA Vantage Analyzer	シーメンス (Mediscope)	
		S10282970 DCA Vantage Analyzer		1
		標準付属品:		
		英文取扱説明書(1冊/台)		
			(2)

R3-000-037

機材仕様明細書（パラオ）

パラオ・トンガ国「大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1	血液検査測定機器	消耗品：		
	つづき	S10328736 DCA Vantage Printer Paper (5巻/セット)		2
		S10282579 DCA BAR CODE READER KIT		1
		S10698915 DCA HbA1c Cartridge (10個/セット)		20
		S10311161 DCA HbA1c Normal & Abnormal QC Kit		3
		- 2 x Normal QC Bottles 0.25ml		
		- 2 x Abnormal QC Bottles 0.25ml		
		S10311480 DCA MICROALBUMIN REAGENT (10個/セット)		20
		S10325406 DCA MICROALBUMIN CONTROL (2 x 0.25ml/セット)		4
		S10337473 DCA CLEANING KIT PK 10 (10個/セット)		3
2	簡易血糖測定器	(仕様) 用途: 血中の血糖値の測定		
	Glucometer	タイプ: 手持ち式		
		血糖値測定範囲: 0.6~33.3mmol/Lを含むより広範囲		
		サンプル量: 全血0.6μL以下		
		測定時間: 5秒以下		
		表示: デジタル表示		
		メモリ容量: 500回分以上		
		電源: 乾電池もしくはリチウムバッテリー		
		参考銘柄 16485 Accu-Chek Performa Blood Glucose Meter	Roche (Mediscope)	
		& Lancing Device		
		16485 Accu-Chek Performa Blood Glucose Meter & Lancing Device		1
		標準付属品:		
		英文取扱説明書(1冊/台)		
			(3)

梱包条件書（トンガ）

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク（黒字）

JICA Tonga Office



Nuku' Alofa, Tonga

（インボイス番号）

C/No. （ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

●基本事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

●航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール(JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール)により、かつJIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品(冷蔵品、冷凍品)は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

●木材梱包とする場合の条件

- (1) 堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱

包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。

- (2) 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
- (3) 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
- (4) 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
- (5) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (6) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (7) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって木箱密閉梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

梱包条件書（パラオ）

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク（黒字）

JICA Palau Office



Koror, Palau

（インボイス番号）

C/No. （ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

●基本事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

●航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール(JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール)により、かつJIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品(冷蔵品、冷凍品)は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

●木材梱包とする場合の条件

- (1) 堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱

包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。

- (2) 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
- (3) 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
- (4) 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
- (5) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (6) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (7) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって木箱密閉梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

輸送条件書（トンガ）

1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 到達地空港から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 出発地空港：ニュージーランド国内空港（機材番号 1）、及び、オーストラリア国内空港（機材番号 2）（受注者の手配による）
- (2) 到達地空港：Fua'amotu International Airport
- (3) 仕向地：
（宛名）'Ana 'Akau'ola
Vaiola Hospital
（住所）Taufa'ahau Road, Tofoa, Private Bag 2026, Nuku'alofa, Tonga.
P.O. BOX 59, Tofoa Nuku'alofa TONGA
Tel: +676-740-0151
- (4) 輸送対象機材
全機材
- (5) 業務の範囲
仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

(7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加が発生する場合には、受注者の負担とする。

(8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

② 通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責任がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

(9) 到達地空港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで（保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む）に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

（航空輸送の場合、原則として出発予定日の14営業日前までに①②③④⑤⑥を提出のこと）

提出書類名	航空輸送
① 航空輸送 : Air Waybill	正 1 部、写 2 部
② Invoice *	正 3 部
③ Packing List	正 3 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 検量証明書	不要

⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 2 部
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等**	必要に応じて
⑩ 木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード（予定）	正 1 部
⑫ 輸送日程報告カード（確定）	不要
⑬ 輸送日程報告カード（到着）	正 1 部、写 2 部
⑭ 輸出許可通知書	正 3 部

* 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

** 経由地で必要な場合は取り付けること。

（2）船積書類記載事項

（Consignee）

JICA Tonga office

Level3, National Reserve Bank of Tonga Bldg, Salote Road, Fasi-moe-Afi,

Nukualofa, Kingdom of Tonga

Tel +676-23-072

（Notify Party）

JICA Tonga office

Level3, National Reserve Bank of Tonga Bldg, Salote Road, Fasi-moe-Afi,

Nukualofa, Kingdom of Tonga

Tel +676-23-072

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

5 注意事項

クーリエ便（国際宅配便）にて機材を輸送することは不可とする。

以上

輸送条件書（パラオ）

1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 到達地空港から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 出発地空港：ニュージーランド国内空港（機材番号 1、2）、及び、オーストラリア国内空港（機材番号 3）（受注者の手配による）
- (2) 到達地空港：Palau International Airport
- (3) 仕向地：
（宛名）Dr. Darnelle Worswick
Belau National Hospital
（住所）Meyuns, 96940 Koror, Palau P.O. BOX 6027
Tel: +680 488-2552
- (4) 輸送対象機材
全機材
- (5) 業務の範囲
仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
- (7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合には、受注者の負担とする。

(8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

② 通関に日数を要した場合の保管料

通常に通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責任がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

(9) 到達地空港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで（保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む）に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

（航空輸送の場合、原則として出発予定日の14営業日前までに①②③④⑤⑥⑦を提出のこと）

提出書類名	航空輸送
① 航空輸送 : Air Waybill	正 1 部、写 2 部
② Invoice *	正 3 部
③ Packing List	正 3 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 検量証明書	不要
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 2 部

⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等**	必要に応じて
⑩ 木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード（予定）	正 1 部
⑫ 輸送日程報告カード（確定）	不要
⑬ 輸送日程報告カード（到着）	正 1 部、写 2 部
⑭ 輸出許可通知書	正 3 部

* 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

** 経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

JICA Palau Office

George Ngirarsaol Commercial Building, Koror, PALAU 96940

Add: 96940 P.O. BOX 6047 KOROR, REPUBLIC OF PALAU

Tel: +6804885370

(Notify Party)

① JICA Palau Office

George Ngirarsaol Commercial Building, Koror, PALAU 96940

Add: 96940 P.O. BOX 6047 KOROR, REPUBLIC OF PALAU

Tel: +6804885370

② Belau National Hospital

Meyuns, 96940 Koror, Palau P.O. BOX 6027

Tel: +680 488-2552

(Shipper)

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

5 注意事項

クーリエ便（国際宅配便）にて機材を輸送することは不可とする。

以上